

⑥ 連携医療機関，保健所，市町村・県の福祉部局へ報告・相談しましょう。

※ 連携医療機関とは，施設内でコロナ陽性者が確認された場合に，医師・看護師の往診・派遣を要請できる医療機関です。嘱託医や当該施設の医師がコロナ治療に対応できる場合も含まれます。

【連携医療機関へ伝えること】

- 陽性者が発生したこと
- 施設内の陽性者数とその方々の症状
 - ※ 陽性者については，特に健康の状態や変化の有無等に留意が必要です。
- 抗原検査のキット数
- ワクチン接種歴
 - ※ ワクチン接種歴については，すぐ提示できるように接種簿などを作っておきましょう。

※ 治療を適切に行うため，施設と連携することが重要ですので，関係者（本人または家族，施設管理者，管理医師，当日の現場責任者等）に連携医療機関以外の医療機関が往診することについて了解を得てください。

【連携医療機関に確認すること】

- 検査・治療対応がどこまで可能か。（PCR・抗原検査の実施，点滴等対症療法のみ・新型コロナ治療薬投与可，往診予定日など）
- 治療薬（経口抗ウイルス薬等）の対応医療機関として登録しているか。

【保健所，市町村・県の福祉部局へ伝えること】

- 陽性者が発生したこと
- 連携医療機関に指示されたこと（往診予定，治療実施の予定など）
- ワクチン接種歴
 - ※ 保健所等の指示に従い，例えば，適時の検温，呼吸状態及び症状の変化の確認，パルスオキシメーター等も使用した状態の確認，状況に応じた必要な検査の実施等を行ってください。
 - ※ 保健所へは「4」で作成したリストを提供する等，積極的疫学調査で必要となる書類（利用者や職員の健康状況の調査，職員の勤務状況調査，施設見取図など）を提供してください。
 - ※ 市町村・県の福祉部局へは，個人防護具等の資材，職員の不足状況，ゾーニングの実施状況や職員への防護具着脱の教育状況もあわせてご相談ください。

- 相談先を事前に決めておきましょう。

陽性が判明した場合の連絡先	発生届を管轄の保健所（電話： ）に報告
感染対策の相談先	関連医療機関 （ 病院）（電話： ） 近隣の感染管理認定看護師 （ 看護師）（電話： ） 保健所（電話： ）
陽性者の状態が悪化した場合の連絡先	往診可能な医療機関 （ 病院）（電話： ） 管轄の保健所（電話： ）
治療に関する相談先	関連医療機関 （ 病院）（電話： ） ※ 必要な場合は治療薬が準備できる体制を構築しておきましょう。（どこに相談し、どのように受けとるか等） 管轄の保健所（電話： ）
陽性者が死亡した場合の相談先（※）	（電話： ） （電話： ）
人材不足に関する相談先	県庁介護保険室（電話： ） （電話： ） （電話： ）
物資不足に関する相談先	（電話： ） （電話： ）
ワクチン接種に関する相談先	（電話： ） （電話： ）

※ 新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染しますが、遺体においては、呼吸や咳嗽による飛沫感染のおそれはありませんので、接触感染に注意することとなります。

遺体は、感染管理の観点から非透過性納体袋に収容することが推奨される等、通常の処置とは異なることがありますので、葬儀社に対応を確認する等しましょう。

(例) ご遺体は非透過性納体袋に収容し、移送前に袋を閉じて、袋の表面を次亜塩素酸ナトリウム(1000ppm)またはアルコール(70%)で消毒する。

納体袋に収容したご遺体を納棺し、蓋棺後イエローゾーンで棺の表面を次亜塩素酸ナトリウム(1000ppm)またはアルコール(70%)で消毒し、グリーンゾーンへ移送する。あ

ご遺族がご遺体に面会する場合、密封され表面が消毒された納体袋に触れる際は特別な感染対策は不要だが、ご遺体の顔や手に触れることを希望された場合は手袋・サージカルマスク・長袖ガウンを着用してもらい、終わったら適切に脱いで手指消毒を実施してもらう。

【参考】新型コロナウイルス感染症によりなくなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン(厚生労働省)

